



PwCベトナムニュースブリーフ

ベトナム企業に対する電 子識別・認証 (eID) 登録 義務

www.pwc.com/vn



ご一読ください

2024年6月25日、政府は、電子識別・認証（eID）に関する政令69/2024/ND-CPを公布し、ベトナムの企業に法人eIDアカウントの登録を義務付けました。この要件への対応期限は2025年6月30日です。

内容



登録には、法人の法定代表者または代表者の氏名（フルネーム）、法人ID番号、法人登録番号、納税者番号、法人ID、本社住所、設立日など、特定の情報が必要となります。

2025年7月1日以降、国家公共サービスポータルおよびその他の政府プラットフォーム上の既存のアカウントは無効化されます。公共服务へのアクセスには、VNelDプラットフォーム上のeIDアカウントのみが有効となります。

2024年6月25日、政府は電子識別および認証（eID）に関する政令第69/2024/NĐ-CP号を発行し、2024年7月1日に発効しました。この政令はベトナムのデジタル変革戦略の重要な要素であり、すべての企業がデジタル公共サービスにアクセスするためにeIDを登録し、データセキュリティと認証に関する国家基準に準拠することを義務付けています。

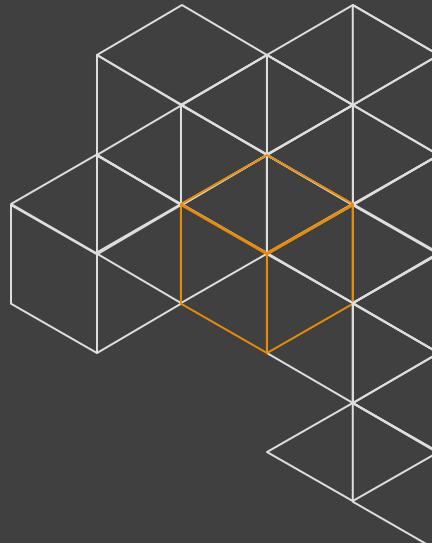
法定代表人または委任を受けた個人は、VNelDアプリまたはウェブサイト（<https://vneid.gov.vn>）からオンラインで登録するか、最寄りの警察署に直接出向いて登録することができます。ただし、代理人はレベル2の個人eIDを保有している必要があります。ほとんどのベトナム国民は既にこれを保有していますが、外国人代理人は保有していないことが多く、登録手続きが困難になる可能性があります。

そのため、ベトナムの法定代表人を擁し、レベル2のeIDを保有する企業は、速やかに登録手続きを進める必要があります。外国の法定代表人を擁する企業については、今後の指示が待たれます。PwC Legalは、この件について関係当局と積極的に協議しており、最新情報が入り次第、お知らせいたします。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 3879788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn

